



～あなたも民商の共済会に～
会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2016/11/7

NO.197 村上市九日市 129-1

村上民主商工会

☎ 66-8110 FAX 66-8126

控除証明書等は大切に保管を！

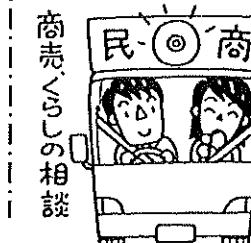
生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などが届きはじめてきています。年末調整や確定申告に必要な証明書となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

「番号記入なくとも不利益はない」

会員さん宅に第三者の民間業者から、マイナンバーを提出するようにと文書が郵送されてきました。「こんな書類が送られてきた。どうしたらよいのか？」と民商に相談がありました。マイナンバーは提出しなくとも、不利益や罰則はありません。

マイナンバー

「申告のこと聞きたいことがある」と民商へ相談に訪れた方は、申告が必要となり、提出書類を準備してもらい、申告書を作成、早速税務署に提出しました。「相談して良かった」と、税金・申告・滞納問題など、まわりに困っている方がおりましたら、民商を紹介してください。



商売くらしの相談

税金の分割納入「換価の猶予」申請書を提出

税金や国保料の納付が困難な時は民商に相談を

法人の S さん（製造業）は仕事量が減少し、売上が激減する中で消費税 30 万円を期限までに納付できなくなっていました。S さんは民商の「税金が期限までに納付できないときは『換価の猶予』を申請できる。『換価の猶予』が認められれば最高 2 年間の分割納付が認められ、延滞税も 1/3 になる」とのニュースを思い出し、民商に相談しました。事務所でいつしょに「換価の猶予」について勉強して、「換価の猶予申請書」を完成させ、添付書類とともに税務署に提出しました。税務署はすんなり受け取り、近日中に通知をすることでした。S さんは「分割納付が認められれば消費税の納付の心配をしなくて、資金繰りが楽になる」と話しています。

12月の無料法律相談

12月 13 日(火)午後 1 時 30 分から

弁護士 新潟中央法律事務所 足立定夫弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
(11月はお休みです)

・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
事務局まで連絡を。

大腸がん検診 申込み受付中！

今年も大腸がん検診を実施します。昨年は 32 名が受診しました。近年増え続ける大腸がんですが、早期発見で治りやすい病気であります。全会員さん、ご家族の方、従業員さん、どなたでも受けられます。

健康で商売を続けるために、この機会に大腸がん検診を受けましょう。

お申込みは、民商事務所へ連絡していただくか、または集金時や新聞配布時に、お声かけください。

※詳しくは、別紙チラシをご覧ください。



個人事業者の一部に「消費税の転嫁拒否等に関する調査」が送付されています。この書類は公正取引委員会・中小企業庁が調査しているもので、取引業者（株式会社等の法人事業者）から消費税を価格に上乗せ（転嫁）することを拒否している業者がいるかどうかを調査するものです。公正取引委員会が個人事業者について把握していないため、税務署が情報を提供し発送したものです。

法人との取引がない場合、(売上先が法人でない場合)は、提出不要です。

元請から消費税をもらえていない場合は、提出した方がよいです。提出しなくても罰則はありませんが、元請から消費税がもらえていなかつた方が、この調査票を提出したことによって、消費税がもらえるようになったという方もいます。

「法人との取引がなければ提出不要」が送付されただらう…：中小企業庁「消費税の転嫁拒否等に関する調査」が送付されただらう…：